

令和5年3月27日

町立小中学校保護者各位

愛川町教育委員会教育長

令和5年4月1日以降の町立小中学校の教育活動等についてのお知らせ

保護者の皆様には、日頃から本町の教育活動へのご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、令和5年3月17日に文部科学省「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」通知により、学校におけるマスクの取扱い等の留意事項等及び改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示されました。

愛川町では、改めて令和5年4月1日以降の町立小中学校の教育活動等について、次のとおり児童生徒の安全安心の確保に配慮して教育活動を継続してまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

○基本的な対応について

- ・引き続き効果的な換気の徹底等の基本的な感染防止対策を講じながら、通常のエラー活動を実施します。
- ・児童・生徒等、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組みます。

○学習活動について

- ・授業実施の際は、気候上可能な限り2方向の窓を同時に開けて、常時換気を徹底する。常時換気が難しい場合も、こまめな換気に努めます。
- ・児童生徒が対面形式となるグループ活動等を計画する際は、グループの人数を少なくするなどの工夫をした上で実施します。
- ・発表や意見交換等については、声の大きさについて、必要以上に大声にならないように指導した上で実施します。

○昼食時の食事場面について

- ・児童・生徒全員の食事の前後の手洗いを徹底するとともに、適切な換気を確保します。
- ・飛沫を飛ばさないよう、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童・生徒等の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」の必要はありません（座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、児童・生徒等の間で会話を行うことが可能）。

○日々の健康観察

- ・登校前の検温及び健康観察は継続します。
- ・本人に発熱等の症状がある場合、同居の家族が陽性の場合、登校を控えてください。「出席停止」扱いとなります。

※学校から配付されている「愛川町立小・中学校における新型コロナウイルス対応のフローチャート【第4版】」は廃止の扱いとします。